

0325_スーパーシティ市民説明会 質問への回答

Q マイナンバーを取得したくないしない人への差別。同調圧力などがあつたときどう守ってくれるのか。

A マイナンバーは既に国民一人一人に 12 桁の番号が割り当てられています。ご質問の件は“マイナンバーカード”の取得することに対することかと思いますが、マイナンバーカードを取得することは個人の自由ですが、国は2023年の3月末にほとんどの住民がカードを保有することを目標としているところです。

なお、マイナンバーカードは今後のデジタル時代の基盤として国も位置付けており、コンビニエンスストアで住民票等が取得できる他、健康保険証の利用や当市においてもマイタ利用、マイナポータルを活用したびったりサービスなど国や自治体において今後も便利になるサービスを構築していきます。

Q マイナンバーを取得しない人へ、制限をかけることは今後ないか。

A 制限という言葉が何を差すのかは不明ですが、マイナンバーカードを取得しまえばし ID を作成していただくことで、より便利なサービスが享受できます。

Q データはどこが管理するのか？安全性は？その保障は？

A データは市などが一元管理せず分散管理を前提としており、データを保有している機関が管理することになります。

Q データの観覧、利用ができる機関や企業はどこか？

A 各サービスを提供する事業者が、サービスを利用する方々から同意の上データを活用しサービスを提供することになります。

Q スーパーシティ構築のため、なんのために市民の税金をつかってまで民間のコンサル企業を入れているのか？

A 民間のコンサルを入れているのはスーパーシティのためだけでなく、新たな財政スキームの構築や市が進めているスマートシティの今後の計画策定支援のためです。

Q 電波過敏症の人は既に体調に異変がでています。これから5Gを増やせばさらに具合がわるくなります。責任の所在は？

A 5Gを含めた電波に関しては、総務省が人体に影響を及ぼすことがないよう、科学的知見をもとに、十分な安全率を見込んで基準を定めており、その基準の範囲での運用であれば安全であると認識しております。また、電磁波過敏症など電波の長期暴露が健康に及ぼす可能性については、国内外でこれまで多くの研究が行われてきておりますが、このような影響の存在を示す科学的な根拠は見つかっていないところです。WHO（世界保健機構）の公式見解としても、電磁波過敏症は明確な診断基準がなく、電磁界ばく露と結びつける科学的根拠はないと結論づけています。なお、本市では、それぞれの部署において、各種相談の窓口を設けておりますので、必要に応じてご相談いただければと考えております。

Q 反対意見があるにもかかわらず4/16締め切りまで応募をするのか。

A スーパーシティ採択後も基本構想を策定する中で住民説明会を開催し市民の方の意見を丁寧に伺う予定です。

Q もし6月ごろに選ばれた場合。それでもなお反対意見があった時は、辞退してくれますか？

A スーパーシティ採択後も基本構想を策定する中で住民説明会を開催し市民の方の意見を丁寧に伺う予定です。なお、基本構想を国に提出する前に住民等の意向の確認をすることになっています。